

佐賀県警察 3Dレーザースキャナー計測図化システム運用要領の制定について
(例規通達)

平成26年11月28日

佐本交指発第212号

改正 令和3年3月29日佐本務発第299号

デジタルステレオカメラ及び図化機の運用については、「佐賀県警察デジタルステレオカメラシステム運用要領の制定について（例規通達）」（平成19年12月25日付け佐本交指発第251号。以下「旧例規」という。）に基づき運用しているところであるが、システムの変更に伴い、この度、別添「佐賀県警察 3Dレーザースキャナー計測図化システム運用要領」を制定し、平成26年12月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成26年11月30日をもって廃止する。

別添

佐賀県警察 3Dレーザースキャナー計測図化システム運用要領

1 趣旨

この要領は、佐賀県警察における 3Dレーザースキャナー計測機により計測した計測データを元に、道路、建物、車両等を図化し、捜査に活用するシステムの運用及び維持管理に関する基本的な事項を定めるとともに、同システムに係る情報の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 図化システム

3Dレーザースキャナー計測機により計測した計測データを元に道路、建物、車両等を図化し、捜査に活用するシステムをいう。

(2) 計測機

3Dレーザースキャナー計測機をいう。

(3) 解析図化システム

計測機で計測されたデータを解析し、図化する機器をいう。

(4) 計測データ

計測機で計測した電磁的記録をいう。

(5) 解析利用データ

図化システムに取り込んだ電磁的記録をいう。

(6) 図面データ

図化システムで図化した電磁的記録をいう。

3 図化システムの配置所属

図化システムの配置所属は、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）とする。

4 運用管理体制

(1) 佐賀県警察に図化システム運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）

を置き、交通指導課長をもって充てる。

(2) 運用管理責任者は、図化システム、計測データ、解析利用データ及び図面データ

の管理に関する事務を総括する。

(3) 佐賀県警察に図化システム副運用管理責任者（以下「副運用管理責任者」とい

う。）を置き、交通指導課次席をもって充てる。

(4) 副運用管理責任者は、運用管理責任者を補佐する。

(5) 運用管理責任者は、交通指導課の職員の中から、図化システムを運用する運用担

当者を指定する。

(6) 運用担当者は、運用管理責任者の命を受け、図化システムの運用及び維持管理に

従事する。

5 運用範囲

図化システムは、次に掲げる場合に運用するものとする。

(1) 人の死傷を伴う交通事故及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第116条に該当

する事案が発生した場合

(2) 電車の脱線、転覆等の重大交通事故事件が発生した場合

(3) その他運用管理責任者が必要と認める場合

6 運用要領

(1) 派遣の要請

所属長は、図化システムを運用して実況見分を行う必要があると認めたときは、派遣要請書（様式第1号）により、運用管理責任者に運用担当者の派遣を要請するものとする。

(2) 運用担当者の派遣

運用管理責任者は、運用担当者の派遣の要請を受理し、前記5の各号に該当すると認めるときは、要請した所属に派遣するものとする。この場合において、運用担当者は、図化システム運用管理簿（様式第2号）に所要の事項を記録しなければならない。

(3) 計測

運用担当者は、計測を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

ア 計測機の時刻を確認し、正確に設定すること。

イ 計測作業は、2人以上で行うこと。

ウ 計測時の受傷事故防止には、十分留意すること。

(4) 計測データの保存

運用担当者は、計測を終了したときは、計測データを計測機から図化システムに移行しなければならない。

(5) 解析図化作業

解析図化作業は、交通指導課図化室内において行わなければならない。

(6) データの整理・保管

運用担当者は、計測データ、解析利用データ及び図面データを事件ごとに整理保管しなければならない。

(7) 作業結果の報告

運用担当者は、解析図化作業が終了したときは、図化システム運用管理簿に所要の事項を記録し、運用管理責任者に作業結果を報告しなければならない。

(8) 図化結果の送付

運用担当者は、交通事故・事件現場図面送付書（様式第3号）に図化が完了した図面を添えて、派遣を要請した所属に図化結果を送付するものとする。

(9) データ等の点検

副運用管理責任者は、3か月に1回以上、点検実施表（様式第4号）により計測データ等の点検を実施しなければならない。

(10) アクセス権の付与

ア 運用管理責任者は、運用担当者に図化システムに対するアクセス権を付与するものとする。

イ 運用担当者は、図化システムにアクセスする際に使用するユーザID及びパスワードを他人に漏らしてはならない。

(11) 安全の確保

- ア 運用担当者以外の者は、図化システムの操作を行ってはならない。
- イ 運用管理責任者、副運用管理責任者及び運用担当者以外の者は、システムにおける計測データ、解析利用データ及び図面データを取り扱ってはならない。
- ウ 運用管理責任者、副運用管理責任者及び運用担当者は、図化システムにより作成した電磁的記録媒体その他の資料について、紛失又は盗難を防止するため、施錠設備を有する場所に保管するなど適正に管理しなければならない。
- エ 運用管理責任者、副運用管理責任者及び運用担当者は、図化システムの運用により作成された計測データ、解析利用データ及び図面データについて、改ざん等を行ってはならない。
- オ 運用管理責任者は、検察庁又は裁判所から図化システムに関する検証又は資料の提出を求められた場合は、これに応じるものとする。

7 データの保存期間及び廃棄

- (1) 図化システムで作成した電磁的記録媒体の保存期間は、交通事故事件の公判が終結又は公訴の時効が完成するまでの間とする。
- (2) 電磁的記録媒体に保存しているデータの消去は、電磁的記録媒体の保存期間が満了した時点で行うものとする。

8 文書の保存

この要領で定める様式の保存期間は、当該様式作成日の属する年の翌年の1月1日から起算して15年とする。

様式については、搭載省略